

# 矢掛町農業委員会議事録

## 1. 開催日時

令和6年2月9日（金）午前9時30分～午前10時00分

## 2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

## 3. 出席委員 16名

農業委員 9名			農地利用最適化推進委員 7名		
1番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	小坂 一司	出
2番	水川 治	出	美川地区推進委員	竹内 恵夫	出
3番	大山 勝之	出	三谷地区推進委員	浅野 尚宏	出
4番	鳥越 一志	出	山田地区推進委員	神田 浩志	出
5番	藤原 国夫	出	川面地区推進委員	妹尾 宣明	出
6番	松田 智仁	出	中川地区推進委員	多賀 秀樹	出
7番	谷許 安治	出	小田地区推進委員	土井 博文	出
8番	坪井 幹子	出			
9番	高月 周次郎	出			

## 4. 議案日程

- (1) 議案第44号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第45号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (3) 議案第46号 矢掛町農業振興地域整備計画変更に関する意見について
- (4) 議案第47号 農地法第52条に基づく賃借料情報の提供について

議 長	それでは、ただ今から令和5年度第12回農業委員会総会を開催します。
議 長	<p>本日は、委員全員が出席です。全員の出席がありましたので、矢掛町農業委員会会議規則第6条により、総会は成立します。</p> <p>本日の署名委員は、矢掛町農業委員会会議規則第13条により、5番 藤原委員と、6番 松田委員を指名します。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>本日の議事につきましては、議案第44号から議案第47号の4議案です。</p>
議 長	議案第44号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、3件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>以上3件について、総会次第の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> </div>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>事案番号33番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。</p>
1 番 委 員	譲受人が家庭菜園で野菜を耕作されるということです。耕作面積がゼロですが、法改正が今年度あり、農地を持っていない人でも農地を購入することが可能になりました。特に問題ありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号33番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号33番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号34番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
5 番 委 員	現地を確認しました。双方合意の所有権移転で、譲受人は適正に管理できるものと思います。問題ありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号34番につきまして、他に意見

各委員	はありませんか。
議長	(異議なし)
議長	異議がありませんので、事案番号 <u>34</u> 番につきましては、許可と決定します。
議長	事案番号 <u>35</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
6番委員	双方合意をしています。譲受人は適正に管理できるものと思います。問題ありません。
議長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>35</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各委員	(異議なし)
議長	異議がありませんので、事案番号 <u>35</u> 番につきましては、許可と決定します。
議長	議案第 <u>45</u> 号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、 <u>2</u> 件議題とします。事務局から説明します。
事務局	(議案朗読説明)
	事案番号 <u>25</u> 、 <u>26</u> 番は、都市計画法第8条に規定する「用途地域」に該当しますので、第3種農地としています。 総会次第に現地確認写真を載せております。
議長	事務局の説明が終わりました。事案番号 <u>25</u> 番、 <u>26</u> 番は関連するため、一括審議します。地元農業委員の意見をお願いします。
3番委員	現地を確認しました。被害防除計画書のとおり、近隣農地への影響もなく、問題ないと思います。
議長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>25</u> 番、 <u>26</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。

各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>25</u> 番, <u>26</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	<b>議案第 <u>46</u> 号 矢掛町農業振興地域整備計画変更に関する意見について</b> , 議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明)
議 長	事務局からの説明がありましたが、意見等をお願いします。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第46号について、別紙のとおり矢掛町長へ意見書を提出することを議決します。
議 長	<b>議案第 <u>47</u> 号 農地法第52条に基づく賃借料情報の提供について</b> , 議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	農地法第52条に、農業委員会が農地の借賃等の動向その他の情報の提供を行うことが明記されています。このため、農業委員会において、農地を貸し借りしようとする方々の目安となるよう、地域の実勢の賃借料の情報を提供する必要があります。このことを踏まえ、別紙のとおり平均額を算出しましたので、説明いたします。 (議案朗読説明)
議 長	事務局の説明が終わりました。 農地法第52条に基づく賃借料情報の提供について、意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、農地法第52条に基づく賃借料情報の提供について議決します。 農地を貸し借りしようとする方々の目安となるよう、広報紙、ホームページ等で賃借料情報を公表することとします。

議 長	次に <b>4.各種報告</b> について確認します。
議 長	(1) <b>農地法第18条の規定による合意解約通知</b> について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。
山田地区 推進委員	事案番号1番について、確認しました。問題ありません。
中川地区 推進委員	事案番号2番から6番について、確認しました。問題ありません。
議 長	(2) <b>農地転用の工事完了報告</b> について 地元農業委員の確認の報告をお願いします。
5番委員	確認しました。被害防除計画書のとおりで、問題ありません。
議 長	以上で、今月の議案についての審議は終了しました。 これをもちまして、本日の農業委員会総会を終了します。